第３０号議案

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

八王子市長等の給与に関する条例（昭和２６年八王子市条例第５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（退職手当） 第３条　（略） ２　前項の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴　市長の職にあつた者については、勤続１年につき**１００分の４３６** ⑵　副市長の職にあつた者については、勤続１年につき**１００分の２６１** ⑶　教育長の職にあつた者については、勤続１年につき**１００分の２２６** ⑷　固定資産評価員の職にあつた者については、勤続１年につき**１００分の２０９** ⑸　常勤の監査委員の職にあつた者については、勤続１年につき**１００分の２００** ３　（略）	（退職手当） 第３条　（略） ２　前項の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴　市長の職にあつた者については、勤続１年につき**１００分の４５０** ⑵　副市長の職にあつた者については、勤続１年につき**１００分の２７０** ⑶　教育長の職にあつた者については、勤続１年につき**１００分の２３４** ⑷　固定資産評価員の職にあつた者については、勤続１年につき**１００分の２１６** ⑸　常勤の監査委員の職にあつた者については、勤続１年につき**１００分の２０７** ３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の八王子市長等の給与に関する条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。